

## 公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）に基づき下記のとおり公示します。

2024年11月13日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役 理事

### 記

1. 公示件名：全世界（広域）気候変動対策に貢献する都市圏計画マスタープランの在り方に関するプロジェクト研究
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：  
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：  
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

# 企画競争説明書

業務名称：全世界（広域）気候変動対策に貢献する都市圏計画マスタープランの在り方に関するプロジェクト研究

調達管理番号：24a00044

## 【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法（企画競争）について説明したものです。

企画競争とは、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価することにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定する方法です。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、最終的に契約交渉権者を行う契約交渉において、協議するものとし、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとし

2024年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024年11月13日  
独立行政法人国際協力機構  
国際協力調達部

# 第1章 企画競争の手続き

## 1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界（広域）気候変動対策に貢献する都市圏計画マスタープランの在り方に関するプロジェクト研究

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

( ) 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書においても、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2025年 1月～ 2026年 4月

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議のうえ決定します。

(5) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヶ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（4）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

1) 第1回（契約締結後）：契約金額の30%を限度とする。

2) 第2回（契約締結後13ヶ月以降）：契約金額の10%を限度とする。

(6) 部分払いの設定<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup> 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払いの時期は契約交渉時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度(2026年1月頃)

## 2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先: outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

社会基盤部 都市・地域開発グループ第一チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	資料ダウンロード期限	2024年 11月 19日 中
2	企画競争説明書に対する質問	2024年 11月 20日 12時
3	質問への回答	2024年 11月 25日
4	本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出期限日	2024年 11月 29日 12時
5	プレゼンテーション	行いません。
6	評価結果の通知日	2024年 12月 10日
7	技術評価説明の申込日(順位が第1位の者を除く)	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先: <a href="https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM">https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM</a> ) ※2023年7月公示から変更となりました。

## 3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2024年4月(2024年10月追記版))」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

1) 消極的資格制限

2) 積極的資格要件

3) 競争参加資格要件の確認

## (2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

## (3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

[https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

提供資料：

- ・ 第3章 プロポーザル作成要領に記載の配付資料

## 5. 企画競争説明書に対する質問

### (1) 質問提出期限

1) 提出期限：上記2. (3) 参照

2) 提出先：<https://forms.office.com/r/HFh4mBr0cw>

注1) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

### (2) 質問への回答

上記2. (3) 日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

## 6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICAウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

1) プロポーザル・見積書

① 電子データ（PDF）での提出とします。

② プロポーザル等はパスワードを付けずに格納ください。

本見積書と別見積書はPDFにパスワードを設定し格納ください。ファイル名は「24a00044\_〇〇株式会社\_見積書（または別見積書）」としてください。

③ 評価点の差が僅少で価格点を計算する場合、もしくは評価結果順位が第一位になる見込みの場合のみ、パスワード送付を依頼します。パスワードは別途メールでe-koji@jica.go.jpへ送付ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてから送付願います。

④ 別見積については、「第3章4. (3) 別見積について」のうち、1) の経費と2)～3) の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくよう願います）。

⑤ 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案）がある場合、PDFにパスワードを設定し格納ください。なお、パスワードは、JICA国際協力調達部からの連絡を受けてからメールでe-koji@jica.go.jpへ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイトPARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4. (2) に示す上限額を超える提案がある場合）

## 7. 契約交渉権者決定の方法

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価配点表」に示す評価項目及

びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格となります。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

#### （1）評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されます。

##### 1) 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

##### 2) 価格点

各プロポーザル提出者の評価点（若手育成加点有の場合は加点後の評価点）について第1位と第2位以下との差が僅少である場合に限り、提出された見積価格を加味して契約交渉権者を決定します。

## 8. 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

## 9. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

## 第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」及び別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

### 第1条 調査の背景・経緯

持続可能な開発目標（SDGs）のゴール 11「住み続けられるまちづくりを包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」のターゲット 11.1においては、「2030年までに、都市に住む人（一人当たり）が環境に与える影響を減らす。」が定められており、都市において環境影響を軽減することが世界的な開発課題として求められている。

温室効果ガス排出量の大部分を占めるCO<sub>2</sub>について、わが国における総CO<sub>2</sub>排出量のうち、都市における社会経済活動に起因することが大きい家庭部門や業務部門と、自動車・鉄道等の運輸部門における排出量とが全体の約50%を占める（「低炭素都市まちづくりガイドライン（国土交通省 都市・地域整備局）」より）。また、都市部は世界の温室効果ガス排出量の70%を占めておりその割合が増加し続けており、さらに世界の都市圏人口割合は増加傾向にあることから、温室効果ガスの排出量・吸収量の現状把握や、対策削減を都市・都市圏レベルで検討すること、今後発展していく都市で気候変動対策を適切に行うことが重要である。

IPCC（Intergovernmental Panel on Climate Change）では、地球温暖化の原因である温室効果ガスの排出削減と吸収により、温暖化の進行を留めようとする「緩和策」と、温暖化の進行に対して社会や経済側で対策・調整することで影響を軽減しようとするという「適応策」とに対策を分類している。気候変動対策としては、「緩和策」「適応策」の双方が重要で両者のバランスの取れた対策実施が必要である。

2016年に発効されたパリ協定の合意では気候変動枠組条約に加盟する196カ国全ての国が、温室効果ガスについて低排出型の発展のための長期的な戦略を立案、及び通報するよう努力すべきとされており、締結国は「温室効果ガス削減・抑制目標（Nationally Determined Contributions: NDC）」を定め、そ

の達成度と目標を5年ごとに更新し提出する必要がある。また、NDCは更新の度に目標値を高めることが期待される。

JICAの都市計画分野の協力では、これまで協力国の主要都市・都市圏の開発計画策定時点で温室効果ガス削減について、都市圏単位での具体的な方針や方策の提案が出来ているとは言えず、十分な対応が図れていない課題を抱えている。また、各国がパリ協定に基づき、NDCモニタリングをしていくことを考慮すると、協力国の主要都市の開発計画策定において温室効果ガス削減・抑制の目標、緩和策を明確に示し、対象国のNDC達成に貢献することが今後求められ、将来のネットゼロ化を後押ししていく必要がある。また、昨今、気候変動と生物多様性の相関性の認識が高まり、NbS (Nature-based Solutions) を含む生物多様性への配慮も求められている。

かかる背景の下、本研究では、SDGsゴール11の達成に貢献するために必要な、特に気候変動・環境の面から持続可能な都市・都市圏を実現するための、JICAの都市・地域開発分野における気候変動対策、特に緩和（GHG削減）への貢献の定量化等の検討を目的とする。具体的には、第2条の通り。

## 第2条 調査の目的と範囲

本業務では、特に気候変動・環境の面から持続可能な都市／都市圏を推進するための、JICAの都市・地域開発分野における気候変動対策の課題の整理、開発計画策定における方針の検討、緩和への貢献の定量化の方法の検討、並びにJICAの支援戦略の検討を行うことを目的とする。

## 第3条 調査実施の留意事項

### (1) 調査対象国

本調査の対象国は現時点では決定しておらず、調査開始時に対象国、都市／都市圏の選定を行うこととする。過去の協力から、ある程度都市や交通のデータがJICAで入手できる国として、タンザニアとタイが渡航先候補として挙げられるが、それ以外の国も含め、調査開始時に改めてJICAと受注者間で相談の上選定する。選定にあたってはJICAのみでなく、国内有識者の意見も取り入れて決定する。第一次渡航、第二次渡航の計2回を想定しており、第一次渡航は全団員、第二次渡航については4名程度の渡航を想定しているがその妥当性が認められる場合に限り、調査国や渡航回数を変更することも検討可能とする。

### (2) 調査対象機関

本調査実施にあたっては、日本側の国内有識者と相手国側の都市・地域開発計画策定関係者に聞き取りを行うこととする。また、日本側の国内有識者の一部には、検討会や研究会への参加も想定する。想定する調査対象は以下のとおり。

省庁（本邦国交省及び観光庁等。相手国については同省庁にあたる機関）、地方自治体、大学、研究機関など有識者、民間企業、環境保護団

体、他ドナー（WB、ADB等）

（3）持続可能な開発目標（SDGs）の視点

教訓の取り纏め、方針の検討においては、SDGsのゴール11「住み続けられるまちづくりを 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する」のターゲット11.6「2030年までに、都市に住む人（一人当たり）が環境に与える影響を減らす。」及びパリ協定を中心とする各目標に対し、JICAの都市／都市圏開発支援が如何に貢献できるのかという視座を含むこととする。

第4条 調査の内容

（1）調査方針の策定・インセプションレポートの作成

本業務の実施方針、作業計画及び実施体制等を取り纏め、インセプションレポートを作成し、JICAに対し説明した上で合意を得る。

（2）調査対象都市の選定基準の検討

調査開始にあたり、対象都市の選定基準を整理し、候補都市を提示する。調査対象都市については事前検討会にて関係者で検討を行い決定する。

（3）事前検討会の実施

国内有識者及びJICA関係者に対して、インセプションレポートを説明し、意見交換を行う。この際、海外での調査先について、国内有識者からの助言をもらうこと。必要に応じて、調査の実施方針、実施方法の修正についてJICAと協議し、決定する。

（4）各国の都市／都市圏開発計画における気候変動対策での取り組みについて関係資料・情報の収集、整理、分析

対象国・都市における都市／都市圏開発計画における気候変動対策に関連する法制度、政策、関係機関、等の情報を整理・分析する。

- 日本における事例のレビュー・分析（「低炭素都市まちづくりガイドライン」の実践事例やその他グッドプラクティス）
- 事例収集・枠組みの整理・分析（都市における高排出セクターの特定・整理（国・地域ごと））
- NDC策定及び実施状況、NDCにおける都市の位置付けの整理・分析（日本の地方公共団体の地球温暖化対策実行計画、先進国・開発途上国における先進的な計画取り組みなど）
- NDC目標、将来のネットゼロ化に対する都市／都市圏レベルの関係・貢献に係る情報収集・分析
- 都市／都市圏開発分野における気候変動緩和への貢献の定量化の方法の類型化
- 都市／都市圏開発計画における気候変動対策に関わるステークホルダーの整理
- 民間セクターからの排出抑制について情報の収集、整理、分析
- JICA及び他ドナーの都市／都市圏における気候変動対策の取り組みについて情報の収集、整理、分析

- 緩和対策としてのカーボンクレジットの活用について情報の収集、整理、分析
- 都市／都市圏開発計画における気候変動対策の取り組みについて、日本の知見や強み、また課題について整理・分析
- 都市／都市圏開発における気候変動課題（緩和・適応）の特定

（５）現地調査へ向けた質問・調査事項の検討

上記の結果を踏まえ、現地において都市／都市圏開発計画における気候変動対策の取り組みの状況を調査するための質問事項を検討・整理する。質問事項の検討に当たっては、公的機関に加え、主要ドナーおよび民間企業等へ対する事項も合わせて整理する。

（６）現地調査を通じた調査対象都市／都市圏における気候変動対策の取組について情報収集・整理・分析

作成した調査・質問事項に基づき、対象都市／都市圏において、公的機関、ドナーおよび民間企業等の気候変動対策について実施状況を調査する（NDC目標、将来のネットゼロ化に対する当該都市の実行計画、当該都市独自の方針・実行計画など）。調査結果については質問事項に対する回答一覧として取り纏める。

（７）調査対象都市における気候変動対策の取組の促進方法の検討、官民の役割分担・連携にかかる検討

（８）プログレスレポートの作成

第一回現地派遣を通じた本業務の進捗および中間的・暫定的な取り纏め結果をプログレスレポートとして取り纏め、JICAに対し説明し、合意を得る。

（９）都市／都市圏開発における開発計画策定段階での気候変動対策について定量的な分析方法（考え方、計算方法、ツール、指標）の提案、今後の検討課題の特定

（１０） JICAの都市／都市圏開発における気候変動対策にかかるアプローチの提案

これまでの検討結果を踏まえ、以下を含むJICAの都市／都市圏開発における気候変動対策にかかるアプローチの検討、提案を行う。

- JICAの都市／都市圏開発における気候変動対策の方針検討、提案
- 気候変動緩和の定量化の対象範囲の検討、提案
- 計画策定、政策立案、事業実施、評価・モニタリングの各段階におけるアプローチの検討、整理、提案
- 法・制度の整備の検討、提案（規制や補助制度、カーボンクレジットの活用等）
- 都市／都市圏レベルでネットゼロを目指す上で主要排出源／セクターに対応した考えられるアクションの抽出
- 官民を含むステークホルダーの役割分担整理

（１１） ドラフトファイナルレポートの作成

本業務の成果をドラフトファイナルレポートとして取り纏め、JICAに対し説明し

た上で合意を得る。都市／都市圏開発における気候変動対策に関する JICA の支援戦略もここに含むものとする。

(12) 広報資料の作成

本調査の成果について対外的に説明することを想定した広報資料（和・英）を作成する。広報資料の概要についてはプロGRESSレポートの作成と同時に提案を行い JICA の基本了解を得たうえで、作成を進める。

(13) 調査対象国におけるセミナーの実施

調査対象国のうち1カ国について、本調査の提案内容及び都市／都市圏開発における気候変動対策にかかる JICA の方針を説明、周知するためセミナーを実施する（現地開催（オンライン併催）で、対面参加は50名程度を想定する）。対象国及びセミナーの具体的な内容については JICA と事前に調整を行うこととする。

(14) ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに対する JICA からのコメントを踏まえ加筆・修正し、ファイナルレポートとして取り纏める。

## 第5条 報告書等

業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。

1) インセプションレポート

- ア) 記載事項：調査の基本方針・方法・項目・作業計画等の調査実施計画
- イ) 提出時期：業務開始時
- ウ) 部数：和文5部、電子データ

2) プロGRESSレポート

- ア) 記載事項：第一回現地派遣を通じた本業務の進捗および中間的・暫定的なとりまとめ結果
- イ) 提出時期：2025年5月下旬
- ウ) 部数：和文5部、電子データ

3) ドラフトファイナルレポート

- ア) 記載事項：第二回現地派遣を通じた本業務の暫定的な取り纏め（広報資料を含む）。
- イ) 提出時期：2025年10月中旬
- ウ) 部数：和文5部、電子データ

4) ファイナルレポート

- ア) 記載事項：本業務の全体成果
- イ) 提出時期：2026年4月10日
- ウ) 部数：和文5部（製本版）、CD-R 2枚

## 第6条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場

合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項  
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします（ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください）。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める項目	特記仕様書案での該当条項
1	都市／都市圏における気候変動対策にかかる既存の資料・課題の整理に関するリソースの把握状況、活用方針（日本及び海外（先進国・途上国）を含む）	第4条（4）
2	都市／都市圏における気候変動対策における支援戦略の策定イメージ	第4条（10）
3	情報収集先及び当該国・都市における調査事項	第4条（4）、（5）、（6）
4	現地セミナーのテーマ、期間、回数、対象人数及び対象機関	第4条（13）

## 報告書目次（案）

注）本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、現地調査の結果及び発注者との協議に基づき、最終確定するものとする。また、調査期間が限られることから、各目次項目における比重の置き方については、JICAと適宜協議の上、調査を行うものとする。

- 第 1 章 都市／都市圏における気候変動対策の背景・経緯・動向
- 第 2 章 全世界における都市／都市圏における気候変動対策に関する資料の整理とレビュー
- 第 3 章 JICA の都市／都市圏における気候変動対策の支援の整理と分析
- 第 4 章 日本の都市／都市圏における気候変動対策に関する知見の整理と分析、日本の強み、支援可能性に関する検討
- 第 5 章 都市／都市圏における気候変動対策における ODA の役割、官民連携に関する検討
- 第 6 章 現地調査の実施と結果
- 第 7 章 JICA の支援方針・戦略・指標の策定、途上国都市における都市／都市圏開発協力における気候変動対策に向けた段階的アプローチ、ロードマップ
- 第 8 章 今後の協力方針への提言、まとめ

## 第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

### 1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成して下さい。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

#### (1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

##### 1) 類似業務の経験

類似業務：都市／都市圏開発計画策定、都市／都市圏における気候変動対策

##### 2) 業務実施上のバックアップ体制等

#### (2) 業務の実施方針等

##### 1) 業務実施の基本方針

##### 2) 業務実施の方法

\* 1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

##### 3) 作業計画

##### 4) 要員計画

##### 5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

##### 6) 現地業務に必要な資機材

##### 7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）

##### 8) その他

#### (3) 業務従事予定者の経験、能力

##### 1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

##### 2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付けの目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：全途上国
- ② 語学能力： 英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

## 2. 業務実施上の条件

### (1) 業務工程

本業務は2025年1月より開始し、2025年3月中旬までにインセプションレポート、2025年5月下旬にプロGRESSレポート、2025年10月中旬にドラフトファイナルレポート、2026年4月中旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

### (2) 業務量目途と業務従事者構成案

#### 1) 業務量の目途

約 12.19 人月

業務従事者構成の検討に当たっては、都市／都市圏計画、気候変動対策の専門性を持つ従事者を含めること

#### 2) 渡航回数を目途 全20回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

### (3) 配付資料／公開資料等

配付資料／公開資料は特にありません。

### (4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置（*語⇔*語）	有 英語圏以外の渡航国に対してはJICAが現地語－英語または現地語－日本語の通訳を配置します。
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無

5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

#### （5）安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。

<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>

### 3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

### 4. 見積書作成にかかる留意事項

本件業務を実施するのに必要な経費の見積書（内訳書を含む。）の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年10月追記版））」（以下同じ）を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

#### （1）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合は、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成して下さい。

#### （2）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積りが提出された場合、同提案・見積りは企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積りとしてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積りは技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか

否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

### **【上限額】**

**41,126,000円（税抜）**

※ 上記の金額は、下記（3）別見積としている項目、及び（4）定額計上としている項目を含みません（プロポーザル提出時の見積には含めないでください）。

※ 本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

#### （3）別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

#### （4）定額計上について（該当する口にチェック）

- 本案件は定額計上はありません。
- 本案件は定額計上があります（21,450,000円（税抜））。

以下の費目を定額計上とします。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。

また、プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	調査対象国への旅費（航空賃）	第3条 調査実施の留意事項 (1) 調査対象国	19,162,000円	調査対象国への旅費（航空賃）	旅費（航空賃）
2	調査対象国への旅費（その他）	第3条 調査実施の留意事項 (1) 調査対象国	1,695,000円	調査対象国への旅費（日当・宿泊料など）	旅費（その他）
3	調査対象国における車両費	第3条 調査実施の留意事項 (1) 調査対象国	593,000円	調査対象国における車両費	一般業務費

(5) 見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

(6) 旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃、及びやむを得ない理由によりキャンセルする場合の買替対応や変更手数料の費用（買替対応費用）を加算することが可能です。買替対応費用を加算する場合、加算率は航空賃の10%としてください（首都が紛争影響地域に指定されている紛争影響国を除く）。

(7) 機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

(8) 外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/rate.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html))

(9) その他留意事項

特になし

別紙：プロポーザル評価配点表



プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
<b>1. コンサルタント等の法人としての経験・能力</b>	<b>(10)</b>	
(1) 類似業務の経験	6	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
<b>2. 業務の実施方針等</b>	<b>(70)</b>	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	60	
(2) 要員計画/作業計画等	(10)	
ア) 要員計画	5	
イ) 作業計画	5	
<b>3. 業務従事予定者の経験・能力</b>	<b>(20)</b>	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者のみ	業務管理グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力: 業務主任者/〇〇	(20)	(8)
ア) 類似業務等の経験	10	4
イ) 業務主任者等としての経験	4	2
ウ) 語学力	4	1
エ) その他学位、資格等	2	1
2) 副業務主任者の経験・能力: 副業務主任者/〇〇	(-)	(8)
ア) 類似業務等の経験	-	4
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	1
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(4)